

違反建築

令和6年
10月15日(火) ▶ 21日(月)

防止週間



あなたの建物、
違反建築になって
いませんか？

新築時は適法でも、その後の改修や用途（使い方）の変更により違反になってしまう場合があります。建築確認が不要な場合でも、法の基準は守らなくてはなりません。改修などの際には、事前に建築士や所管の行政窓口へ相談しましょう。

日本建築行政会議
国土交通省

佐世保市役所 建築指導課